

民間資金等活用事業推進委員会  
第31回計画部会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第31回計画部会  
議事次第

令和4年3月23日（水）10:00～  
オンライン開催

1 開会

2 議事

- (1) アクションプランに盛り込む内容について（これまでの議論の整理）
- (2) キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIの導入推進施策
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響について

3 閉会

<配付資料>

- 資料1-1 PPP/PFI推進に当たっての考え方（たたき台）
- 資料1-2 PPP/PFIの推進施策（たたき台）
- 資料1-3 PPP/PFIアクションプラン推進の目標（たたき台）
- 資料1-4 PDCAサイクル（たたき台）
- 資料2-1 指標連動方式の基本的な考え方（案）（概要）
- 資料2-2 指標連動方式の基本的な考え方（案）
- 資料3 新型コロナウイルス感染症の影響等と対応
- 参考資料 計画部会構成員名簿

○庄司企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第31回計画部会」を開催したいと思います。

事務局の内閣府PPP/PFI推進室の企画官の庄司です。よろしくお願いいたします。

本日もお忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は計画部会の構成員14名中11名の委員の皆様が御出席でございまして、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されている定足数である過半数に達しておりますので、部会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる資料1は非公表とし、本日の議事録につきましては、アクションプラン改定後の公表とさせていただければと考えております。

それでは、以後の議事につきまして、柳川部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 柳川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立って資料の取扱いですけれども、先ほど事務局から御説明があったとおりにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。まず、議事（1）についてお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、議事（1）の「アクションプランに盛り込む内容について」ということで、資料1-1から1-4に沿って一括で御説明させていただきたいと思っております。

これまでの議論を踏まえまして、アクションプランに盛り込む内容ということで整理をいたしました。構成ですが、基本的な方向性、推進施策、目標、PDCAということで4つに分けて整理してございまして、これを一続きで御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧いただければと思います。「PPP/PFI推進に当たっての考え方」ということで「基本的な考え方」と「推進の方向性」ということで構成している内容になってございます。

1 ページ目「基本的な考え方」を記述してございます。現在のアクションプランでも掲げてきたPPP/PFIの効果として、良好な公共サービスの実現、財政健全化とインフラの確保を両立した経済・財政一体改革への貢献、ビジネス機会の拡大について記載しております。

加えて、地域のにぎわい創出ですとか、地域課題の解決、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組を促進することを記述してございます。

27行目からは、新たな政策課題への取組においてもPPP/PFIは有効である旨の記述を加えているところでございます。

2 ページでございまして、「推進の方向性」ということで、5行目から記述してございます。1月28日の計画部会でお示ししましたたたき台につきまして御意見をいただきました点も強化しながら、文章化しているところでございます。

6行目からですが、「基本的な考え方」で挙げた効果の最大化ということで、PPP/PFIを

質と量の両面から充実させるとともに、次の事業につながる好循環を生み出すことが重要とし、その推進の方向性を記述してございます。

11行目からは「地域における活用拡大」ということで、これも1月28日にお示ししました内容に沿いまして、優先的検討規程、地域プラットフォーム等による積極的な取組や取組の定着を目指すとともに、小規模な団体での取組促進に向けたアプローチとして、身近で小規模な施設のモデル形成、実施上の負担の軽減について記述しております。

3ページ目でございますが、こちらは「活用対象の拡大」ということで、これもこれまで議論いただいたところでございますけれども、新たな分野でのモデル形成について記述しておりまして、御指摘を踏まえまして「バンドリング」や「広域化」についても追加させていただいているところでございます。

11行目からは、モデル形成に国、PFI機構が積極的に関与していくことなどが重要ということを書き記述させていただいております。

18行目からは、政策課題の解決ということ、上流からの関与、官民のマッチングの視点の重要性も記述しておるところでございます。

23行目からは、将来的な記述といたしまして、さらなる新たな観点への対応も想定して記述しているところでございます。

4ページ目でございます。「民間による創意工夫の最大化」ということで、1月にお示ししたものと、収益事業の積極的活用という項目もございましたが、こちらと統合した形で記述しているところでございます。民間の創意工夫を生かす観点から、事業期間を長く設定することや、コンセッション等の自由度の高い手法の重要性を挙げております。また、制度面にも目を向け、規制改革・行政改革につなげていく視点について言及してございます。

13行目からは、民間の発意を取り込むため、自治体と事業者の接点を強化する観点から、自治体における提案窓口の明確化、地域プラットフォームの活用を挙げまして、地域プラットフォームの全国展開と機能強化が重要であるとしてございます。

19行目からは、キャパシティビルディングに関することですが、委員会におきましても関わる主体が対等な関係で取り組むことに留意すべきという御意見もいただいているところでございます。能力強化という文言ではなくて「地域の主体と人材の確保」というタイトルに見直しまして、人材育成、ノウハウの定着・向上、機運醸成について言及しているところでございます。

26行目からは、PPP/PFIの取組状況などを踏まえつつ、より地域の実情をきめ細かく把握して施策に反映していくことの重要性を記述いたしました。

5ページでございます。こちら、国が様々な情報収集、整理、発信を強化する必要性を記述しているところでございます。

最後に5行目からでございますが、「PPP/PFIが自律的に展開される規範の早期形成」ということで、この重要性を指摘いたしまして、推進施策を5年間で重点的に取り組むこと

を掲げているところでございます。

続きまして、資料1-2に移りたいと思います。「推進施策」を整理してございます。こちら前々回の計画部会でお示ししましたたたき台に対していただいた御意見を反映しながら、関係省庁とも協議を行いつつ、現時点のものとして整理したものでございます。本日いただきます御意見も踏まえまして、引き続き充実を図ってまいりたいと考えてございます。

推進施策ですが、「多様なPPP/PFIの展開」「地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援」「取組基盤の充実」「PFI推進機構の活用」という4点で構成しているところでございます。現行のアクションプランの推進施策を再編しまして充実強化を図っているところでございまして、網かけをしている部分が新たな施策や記述を強化した部分ということで、本日はその部分を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、7行目からは「多様なPPP/PFIの展開」といたしまして、先導的事例の形成、新たな活用モデルの形成に取り組むことを方針と掲げてございます。

具体的な取組ということで15行目以下でございしますが、新たな活用モデル形成として、資料1-1のときに言及しました身近な施設やデジタル技術の社会実装、カーボンニュートラル、収益事業を附帯するものについて、PFI機構と連携して案件を発掘し、各省の支援策も活用してモデル形成に取り組むとしております。

2ページでございまして、8行目からは、新たな活用モデルの形成に当たりまして、機構がコンサルティング機能を積極的に実施するための体制の充実ですとか、自治体と関係省庁の仲介等による個別課題解決に向けた調整といった取組の強化、充実を挙げているところでございます。

15行目からは公的不動産活用につきまして記述してございまして、16行目からは町なかの空間形成に係る官民連携の取組を支援する国土交通省の新たな施策を追加しているところでございます。

続きまして、3ページでございまして、8行目から、公共施設等総合管理計画におけるPPP/PFIの記載状況に関しまして把握いたしまして、公表を行うということを新たな取組として追加しているところでございます。

25行目からは広域化・集約化に関する項目でございまして、26行目から4ページにかけて、広域化・集約化のモデルケースを形成していくということを追加しているところでございます。

5ページから、2つ目の柱でございまして、「地方公共団体等の機運醸成・ノウハウの蓄積と案件形成に向けた積極的な支援」ということで、たたき台のときの能力、取組意欲の向上、実施上の課題解決支援という2つの項目を合わせた内容として記述させていただいているところでございます。

8行目以降、まず、優先的検討に関しましては、引き続き推進していくということで既

存の記述を記載しているところがございます。

続きまして、6ページをお願いします。交付金等における導入検討の要件化を着実に進める観点から、検討中の分野につきまして5年以内に結論を得ることを追記しているところが、この6行目の部分になります。

10行目以降は、導入検討の財政支援について、これも引き続き位置づけているところがございます。導入可能性調査はモデル形成に向けた取組と連携していくことが重要と考えているところがございます。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。マニュアル等の整理にすることでございまして、優先的検討規程の手引につきましては、現在事業推進部会で改定に向けた議論を進めるところございまして、その普及促進ということを挙げているところがございます。

6行目でございますが、平成15年に作成された「導入の手引き」という手引がございますけれども、これを取組の裾野を広げる観点から、負担軽減に資する改定を検討してまいりたいと考えてございます。

10行目からは、国土交通省がハンズオン支援等で得た知見を取りまとめているもので、これを周知していくことを考えているということも挙げているところがございます。

24行目からでございますが、専門家派遣等に関する項目でございまして、今年度から開始しました行政実務専門家も含めた記述ということで整理をしているところございまして、次の8ページでございますが、2行目のところで、現在年間50件程度の派遣が行われているところがございますけれども、令和8年度までに年間100件の派遣に向けて周知等に取り組んでいきたいと考えて記述を加えているところがございます。

13行目からは、機運醸成に向けた取組ということで、地域の実情に応じたトップセールスの進め方やPFI機構の活用ということについて追記をしているところがございます。

23行目からは、前回部会で御議論いただいた多様な効果の整理も活用しながら、分かりやすい説明ツールの開発に取り組んでいきたいということも掲げているところがございます。

9ページ、4行目からは、優良事例を選定しまして、国が表彰する制度創設ということも新たに掲げているところがございます。

17行目からは、民間企業・金融機関の人材確保ということで、PFI機構の取組として、地銀等へのノウハウ移転のため、出向者の受入れや研修等の記述を強化しているところがございます。

続きまして、10ページでございますが、4行目から民間提案の積極的活用ということで、官民の接点の強化ということで、自治体における統一的な窓口設置促進に向けた取組ということを追加させていただいているところがございます。

24行目からは、地域プラットフォームについて記述しているところございまして、地域プラットフォームは各推進施策に横断的に関わることから、章立てをこういう形で独立

させて記述しているところがございます。

26行目からは、地域プラットフォームが現在東日本を中心に空白域も多いところがございますので、国の出先機関やPFI機構が積極的に参画することなどで機能強化を行い、全都道府県への展開を図ることを記述させていただいているところがございます。

続きまして、11ページでございます。11行目には地域プラットフォームの運用マニュアルの改訂ということを追記しているところがございます。

26行目からは、3つ目の柱でございます「取組基盤の充実」について記述しているところがございます。

12ページに進みまして、1月にお示ししましたたたき台と構成が同じでございます。PPP/PFIに関する情報の共有、見える化の強化やPPP/PFIの促進に役立つオープンデータの有効活用などを記述しているところがございます。また、制度的な課題への対応も含む項目として記述してございます。

13行目から、具体的な取組として、まず情報に関することを記述しております。

15行目には内閣府における情報の一元化、動画も活用したウェブサイトの充実、様々な情報の参照のしやすさへの留意も挙げているところがございます。

18行目ですが、前回の部会でも御議論いただきました多様な効果について、まずは事例の収集と整理を行い、発信した上で、取組意欲の向上ですとか、適切な事業評価に資する分析手法の検討も行いたいと考えております。

21行目からは、PFI機構についても同様に情報発信を強化することということを掲げているところがございます。

26行目からは制度改善に関する記述でございます。次の13ページに進みまして、1行目からは、規制改革との取組の連携ということで記述を追加したところがございます。

続きまして、14ページを御覧いただければと思いますが、16行目から4つ目の柱になります「PFI機構の活用」を掲げております。PFI機構には、これまで3つの柱に横断的に関わり大幅に取組を強化する方針を明示していく観点から、別個にこういう形で項目立てをしているところがございます。

15ページを御覧いただければと思います。具体的な取組については、これまで記述してきましたモデル形成の支援ですとか、地域プラットフォームへの関与、地銀の人材確保、情報発信など、再度記述する形で整理しているところがございます。

また、13行目以降は、16ページにかけまして研修の実施や情報発信、コンサルティング等、これまでの記述を再度掲載しているという形で構成してございます。

以上が資料の1-2になります。

続きまして、資料の1-3に移りたいと思います。目標に関して記述をしているものになります。

1ページ、「事業規模目標」ということで、冒頭「目標設定の考え方」ということで、平成28年に整理していただいたPPP/PFIの3要件を踏襲する形の記述を記載しておるとこ

ろでございます。

20行目以降は「類型毎の考え方」ということを記載しておりまして、こちらは現行のアクションプランの記述を引用しているところでございます。

3ページまで進んでいただきまして、類型のそれぞれの説明が3ページまで続いているところでございますが、類型Ⅳにつきましては、従来、その他のPPP/PFI事業という形で説明をしていたところ、インフラの維持管理等にPPP/PFIの活用拡大を行う上で重要な類型であるということで、サービス購入型などのPPP/PFI事業という形に記述しているところでございます。PFIは独立採算だとか収益事業というイメージも一般には根強く感じるところでございます。自治体、事業者の皆さんにはこの類型Ⅳについてももしっかり御認識いただいて、取組を進めていただきたいなと考えているところでございます。

重点分野の目標に関しましては、4ページ目以降に記述をしていきたいと考えてございますけれども、前々回、1月の計画部会でも各省ヒアリングに対応いただいたところでございますが、その内容等も踏まえながら現在関係方面との調整中ということで、ここは「調整中」と記載させていただいているところでございます。

以上が資料1-3になりまして、最後に資料1-4を御覧いただければと思います。

こちらはPDCAサイクルに関して記載したものでございまして、6行目から具体的な記述でございますが、最初の段落は従来のアクションプランに記述されたところでございまして、毎年推進施策等のフォローアップを行い、必要に応じた見直しをしていくということが記述されているところでございます。

11行目からが今回新たに追加している部分でございまして、資料1-1のときに言及いたしました自律的な展開基盤の早期形成に向けた重点実行期間における事業規模目標の中間評価を行いまして、必要な見直しを検討する旨、記載させていただいているところでございます。

資料の説明は以上となります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等がございましたら、挙手ボタンを押していただければと思います。順次指名させていただきますけれども、時間が限られていますので、簡潔にお願いいたします。

足立委員、お願いいたします。

○足立専門委員 足立でございます。

御説明ありがとうございます。大きく3~4点ですけれども、まず資料1-1と1-2の内容面についてですが、いろいろとありますので、細かくはまた個別のやり取りを含めてぜひさせていただければと思っておりますが、新たな政策課題への対応について、代表的には脱炭素、地方創生、デジタル田園への活用、デジタル技術・デジタルデータを活用した有意な事業推進といった点につきまして、1-1の「基本的な考え方」、1-2の「推進施策」とともに記載いただいております。これらに関連し、省庁と



いうことでは「関係省庁」という記載があったのですが、具体的には環境省、地方創生、デジタル田園担当部局、デジタル庁などとの連携は重要・必須かと思えます。ぜひこういった省庁間で密に連携・協業していただいて、その大枠の中でPFI/PPPの推進が図られるような具体の体制整備と打ち出しをしていただければありがたいと思っています。

もう一点、従来からの分野で以前も申し上げたのですが、上下水道についても一段の強力な推進施策が必要かと思っています。広域化を実質的かつ段階的に推進する手法としての官民連携の新たな事業モデルの企画・普及などをはじめとしまして、これまでと別の切り口も含めた施策の検討をぜひお願いできればと思います。国交省でも下水道コンセッションのガイドラインなどをまた新しく改訂されたところですし、こういったところとのコラボレーションなどもぜひお願いできればと思います。

次に、資料1-2で、特に「推進施策」の形式面のところなのですが、これはこれまでのものをベースに継ぎ足しの形で作成いただいていますので、いい意味ではこれまでとの連結性や継続性が担保されていると言えると思うのですが、一方では、以前より「平成何年度から」とか掲載されているものについては、進捗や現状の到達点や課題がこれだけでは見えにくいというところがあると思いますし、加えて「平成何年度から」という表記はそのままで中身は新しい内容がその中にもプラスで若干追加されていたりもするので、分かりにくいところがあると思っています。全部やり直すということではもちろんないのですが、その辺りが見える、分かりやすくなるように、少し見せ方は工夫していただけるといいかなと思っています。この点、関係各方面、一体感を持った機運醸成や訴求力、PDCAの実効性を高めるためにも重要なことと思っています。

これに関連して提案なのですが、今まさに作業中かもしれないのですが、ぜひ新アクションプランの全体の思想や体系的・構造的な概要が分かるような要約版があるといいかなと思います。そして、これまでのアクションプランの達成度や課題を踏まえて、新しいアクションプランでは例えばこれまでの継続性の強いところとか、地域への一層の普及に向けてはこういったことをやっていくのだとか、新たな政策課題に対しては新たにこういうことをやっていくといったことが明確に分かるような整理も、要約版の中で併せてしていただけるといいのかなと思った次第です。

次に、資料1-3の目標のところなのですが、御説明を伺っていて、基本的に種類のこの4つは生かすということかなと理解をしましたが、いずれにしても資料1-1や資料1-2の骨子や項目立てがベースにあつての、それを推進するための目標ということなのだろうと理解しています。具体的には、まだペンディング表記になっている「重点分野」のところ、いろいろとフォローすることなのかもしれませんが、どういう分類の仕方がいいのかをいま一度精査いただければいいのかなと思います。

最後に、資料1-4のPDCAですけれども、これもなかなか難しいところはあるのですが、ぜひできる限り次期アクションプランではアウトカムベースでの目標設定や評価が可能となるようにお願いできればと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 大西です。

御説明ありがとうございました。私の意見は先ほどの足立委員とほぼ同じなのですが、まず資料1-1の「基本的な考え方」の部分の書きぶりについて少し気になるところがありまして、といいますのは、私はこれまでも度々PPP/PFIの適用は適材適所であるべきだと申し上げてきたのですが、この「基本的な考え方」を見ると、PPP/PFIを推進すれば、これを見るとあらゆる政策課題が解決するような印象を受けるところがあります。先ほど足立委員がおっしゃったように、PDCAを回すときにアウトカムベースで議論していく必要があるのだろうと思うのですが、ここに書いてある「基本的な考え方」に照らして、どうアウトカムベースの話と対応していくかというところの話になると思いますので、もう少し内容については具体的に吟味していったほうがいいのではないかと。

例えば「財政健全化とインフラの確保を両立し、経済・財政一体改革に貢献する」という文言ですが、非常に漠としていますし、実際、本当にそれがそうなのか、つまり、財政健全化にどれほどの寄与をしているのかも私自身クエスチョンなどところがあります。「新たな官民連携による経済成長に貢献する」というところについても、結局、インフラに関わるファイナンスは官がやるのか民がやるのかというところなので、本当にこれもどれだけ貢献しているかというのは、きちんとあるならばあるでロジックを組み立てていく必要が将来的にあるのだろうと思います。

この考え方の部分ばかりで恐縮なのですが、デジタル田園都市構想で、カーボンニュートラルやデジタル技術の社会実装など新たな政策課題への取組においても有効でありと、これは否定するものではないと思うのですが、PPP/PFIがこうした政策課題に対して全部解決するという話ではないと。以前も申し上げましたが、例えばデジタル技術の社会実装は、これ自体はあくまでも手段であって目的ではないと思いますので、そういうことも踏まえて書きぶりを考えたほうがいいのかと私自身は思います。

以上です。細かい点はいろいろありますが、また追って資料で提出させていただきたいと思います。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 御説明ありがとうございました。全体の印象でいきますと、非常に小規模自治体、あるいは民間向けに分かりやすい文章といますか、内容になったなという印象を強く持ちました。

まず順番に、当たっての考え方のところなのですが、最後の⑤の自律的に展開される基盤の早期形成という項目なのですが、内容的にこの内容はもしかしたら2ページ目の「(2) 推進の方向性」、ここの前文のところ盛り込んだほうが分かりやすい内容な

のではないかなと、これは構成の問題かと思えます。

「推進施策」のほうですけれども、こちらは項目立てが最初に送っていただいたドラフトと違うところで、3ページ目なのですが、③の公共施設の非保有手法の議論のところと、その下の公共施設等総合管理計画等の恐らく民間事業者が参画しやすい情報の環境の整備の話と前は別立てだったのですけれども、同じ項目になってしまっていて、若干分かりにくいということと、公共施設の非保有手法、恐らくこれは重要な論点だと思うので、独立させたほうがいいかなと思えます。

④の下から4行目、こちらに「不動産特定共同事業者等」と書いてありますけれども、これだけではないので、「民間事業者」という表記だけでいいのではないかなと思えます。

この施策の最後ですけれども、13ページ目の①、これは非常に大事なことが書かれていますので、特に「運用の改善に取り組む」と書いてありますが、運用で止まってしまうことは非常に多いと思えますので、運用の改善についての提案も積極的に受け付けるというような表記にさせていただけるとありがたいです。

最後、PDCAですけれども、こちらはもう何点か皆さんの御意見が出ていますが、アウトカムベースで、かつ定量的な振り返りができることが大事だと思いますし、新たな政策課題という新たな施策のところを盛り込んでいますので、特に小規模自治体向けのチェックがどういう形でできるのかという議論が残っていることをどこかに書きたいなと思えます。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 初めに、これまで当部会で検討されてきたことが、このたたき台に的確に丁寧反映されております。事務局の皆様のこれまでの御尽力に心から感謝を申し上げます。

先ほど足立委員からも御指摘のございましたとおり、カーボンニュートラルあるいはSDGsの達成など、今日の新たな政策課題に向けても活用していく方向性が示されましたことは大変意義深く、高く評価したいと考えております。

次に、2ページの「①地域における活用拡大」ですが、規模の小さい地方公共団体における活用の促進を図るには、大きな政策課題の実現も大切なのでありますけれども、例えばもっと身近な地域課題、商店やクリニックの誘致などいろいろございますが、そういった地域課題の解決に向けて活用できることを示す必要があると考えます。こうしたことから、ぜひ最終行26行目の後に「また、地域課題の解決や地域企業の参画拡大につながる効果を具体的に発信する必要がある」という一文を加えていただければ、地方の規模の小さい自治体におけるPPP/PFIの活用の動機づけにつながるのではないかと考えております。

次に、資料1-2の15ページの5行目から7行目にかけて、首長等への意思決定層への働きかけなどに積極的に関与するとありますが、これまでも機構の社長である足立委員は、全国の地方公共団体のPPP/PFIについて幅広く関わってきておられ、様々な事例に精通さ

れておられます。本市もPPP/PFIの導入当初のまだ不慣れな時期から専門的なアドバイスをいただいております。このような経緯を鑑みての提案ですが、この機構と先進的にPPP/PFIに取り組んできた自治体とが一緒になって取り組んでいくような体制が組めればよいと考えており、7行目の「ノウハウ提供など」の後に「先進自治体と連携して」の一文を加えていただければうれしく思います。足立委員には事前に御相談していない提案でございますけれども、どうか御検討いただきたくよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大分御意見をいただきましたので、この辺りで一度事務局でレスポンス等がありましたらお答えいただけますでしょうか。

○庄司企画官 様々な御意見をありがとうございます。基本的にはいただいた御意見を踏まえまして、また練り直していきたいなと思ってございます。

1点だけですが、財間委員から御指摘いただきました非保有手法と総合管理計画を分けるべきだと。これは恐らく誤植といたしますか、編集の問題だと思っておりますので、ここは分けて記述したいと思ってございます。資料1-2の3ページのところでございますね。そういうところで対応させていただきたいと思っております。

その他の点はまたいろいろ事務局内でもしっかりと議論をして、できるだけ反映に努めたいと思ってございます。

以上です。

○柳川部会長 よろしいですか。

それでは、また御意見を伺いたいと思っておりますけれども、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

資料を取りまとめいただきまして、ありがとうございます。私からは、まず1点目、最初の資料1-1の(1)②活用対象の拡大において、「インフラの維持管理・修繕・更新、運営により提供されるサービス」とございます。ここを「インフラ等」という形にすることはできないかと思っております。というのは、中小規模の自治体にとっては老朽化している箱物についての修繕がPFI事業を進めるときの案件候補の一つに挙がってくることが多々傾向として見られる中で、箱物の維持管理と併せて修繕も含められると、中小規模自治体にとっての取組みが進むし、そういうモデルができると横展開もしやすくなるのではないかと思います。

2点目といたしましては、資料1-2の中で、ii) 公的不動産等における官民連携の推進の③の網かけのところで、地方公共団体として、公共施設等総合管理計画についてPPP/PFIの積極的な活用の要請をして、これについて状況を把握の上公表という記載があります。ここはPPP/PFIの活用の記載の有無にとどまらず、実際にどういった事業でPPP/PFIを検討するかをある程度書いている自治体もあるので、もう一步踏み込んでできればそう

した事業をリストアップしていくように誘導していくと、事業を発案していくという意味ではインパクトがあると思います。

3点目は、今回新しく加えていただいた国の表彰制度についてのところでございます。実際、自治体の職員の方、PPP/PFIについて頑張っ先導的に取り組んでいただいている職員の方、こういった方を応援していくことで、PPP/PFIの導入、活用拡大が図られていくのかと思っていますので、こういったことは非常に重要かと思っています。このときに「事業の中から優良事例を選定し」と記載があるのですが、せつかくなので、ぜひ自治体や自治体と民間事業者の協働みたいな形で応募をできるような仕組みを検討していただけるとありがたいと思います。そのためには、例えば応募窓口の設置といったことも必要になってくるかもしれませんが、見落とししていたような優良な事例を知るきっかけにもなりますし、PRするポイントなど、御提案いただくと具体的に把握できるという部分もあると思いますので、検討していただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ありがとうございます。弁護士の小林です。

いただいた資料を拝見させていただきまして、これまでの議論を反映していただいて、ありがとうございます。まず簡単に3点ほどございますが、資料1-3のページ3のところ、今まで類型Ⅳとしてあったところに関して、サービス購入型について正面から触れる形に修正された点については、非常にいいかなと思っています。以前のアクションプランに関しては、箱物PFIが非常に多くて、なかなか収益型のものが広がらないという中で、コンセッションやいわゆる収益型の独立採算型のPFIを推進しようというのが大きな背景にあったので、サービス購入型に関してはどちらかというあまり触れない形になっていたかと思うのですが、今回に関してはサービス購入型、改めてその意味にもう少しフォーカスしてもいいのかなと個人的には思っています。特に、これまでも議論に出ておりましたいわゆる収益化しにくいインフラに関する言及ですとか、指標連動方式に関するところもサービス購入型が基本になっているかと思っていますので、ここでも結構ですが、サービス購入型にはそういう意味合いもありますよというところをもう少し包括した形で追記されるといいのかなと思っています。現状の記載ですとファーストステップとして入門編みたいな形でそういうのもいいですよという記載にとどまっているように見えますので、その点についてのコメントとなります。

2点目、ここは単純に質問なのですが、資料1-2の8ページ目のv)の②というところ、末尾の網かけにしてあるところで説明ツールというものがあるのですが、私はいまいち認識がなかったのですが、地方自治体、住民、民間、金融、全て含めて分かりやすく感じることができる説明ツールというものが非常に漠然としていて、全当事者が分かりやすくなる説明ツールはどういったものを御想定なのか、もし御想定のものがあれば御

教示いただければと思っています。現状の記載だと何のことやらという感じの印象を持っています。

最後なのですが、全体的な印象として、これはこれまでもたたき台として新しいアクションプランに記載すべきことについてポイントでまとめたような資料をいただいて、それについて議論をしてきたところなのですが、今回もう少し文章の形になっているのは、この資料の位置づけは、アクションプランの本体ではないけれども、そのドラフトをばらばらにしたようなイメージのものということなのではないでしょうか。なぜかというと、文章として「てにをは」まで直すようなレベルまで推敲されたものなのかどうかよく分からなかったものなので、その点を確認いただければと思います。例えば資料1-3の冒頭部分の6行目、10年間というところに関して「平成25年度から令和4年度まで」という記載が残っていたりして、前回のアクションプランのままになっているのだと思うのですが、これは多分新しい10年間ということであればいけないとか、定義・規定が前後入りくりなっていたりとか、文章としてはまだワーキングドラフトなのかなという印象を持ったものなので、そこら辺の位置づけを教えていただければと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

最後の2つのあたりは事務局からお答えいただいてから次に進んだほうがいいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○庄司企画官 御指摘ありがとうございます。

まず、小林委員の最後の御指摘の部分ですが、すみません。推敲が足りていないところがありまして、従来の記載をそのまま転記していて分かりづらくなっているところなどがあると思います。この資料の位置づけですが、もちろん最終のアクションプランに向かっていく上で順次内容の充実を図っていらっしゃるものではございますが、まだそれぞれパーツの部分でございまして、これまでの議論を踏まえて必要な要素が書かれているかといったところでまずはお読みいただきたいと思っていますし、もうちょっと我々のほうでも推敲はしていけないかと思っている段階ではございますけれども、お気づきの点はいろいろ会議終了後も含めて御指摘いただければありがたいなと思っていますところでございます。

御指摘いただきました説明ツールの開発の部分です。これは本当に全体的になかなか具体的にどのようなことをするのが分かりづらい面はあるのかもしれませんが、この部分は我々もかなり悩んでいるところでありまして、例えば広報の資料をつくるのかというのも一つの説明かもしれませんが、そもそも説明の方法が紙の資料をつくるのかとか、動画みたいなものがあるのかとか、誰が使うのかもいろいろあるかなと思って、その辺りを含めて取り組みたいなというところで今はふわっとした表現にしているところでございまして、こういった広報や説明の手法みたいのものがあるということもいろいろ御意見がありましたら、そういうことも取り込みながら記載の充実を図っていければと

思っているところでございます。

以上です。

○柳川部会長 よろしいですかね。

それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 資料を取りまとめていただいて、ありがとうございます。これまでの議論がかなり網羅的にカバーされていて、いい資料だなと思いました。

私から手短かに4点ほどあります。まず資料1-1の3ページの後半、23行目から26行目ぐらいのところ、「人口減少・高齢社会の到来で」というところが、何となくこれは需要減少等で民間事業者が民間のサービスを維持できないということだけを想定しているような気がするのですが、小さな規模の自治体においては公共サービスも維持するのが難しいところがあると思うので、これは民間事業者のみで維持するのが困難というよりは、公共、民間、どちらであっても同じような論点があるのかと思うので、むしろ官民を挙げて地域の生活基盤であったり、サービスの維持をする観点から一緒にやっていってほしいという表記のほうがいいのかなと思いました。それが1点目です。

2点目が、これはむしろこれまでの議論ではあまり出てこなかったところかもしれないので、もう少し議論が必要なかもしれないのですが、同じく3ページ目、あるいは4ページ目の民間による創意工夫のところに入るのかもしれないのですが、これまで何度か契約の変更等がしづらいことがいろいろ長期的な契約の中では課題になっているという話が出ている中で、そういった要素をどこかに織り込むことができないかなと思っています。変化に対応できる契約の在り方とかということをどこかで触れられないかなと思っています。

続いて、資料1-2の9ページ目の表彰制度というところで、こういったことをやることによって応援をしていくというのは非常にいいことかなと思います。できればなのですが、優良事例という書き方だとプロジェクトだけなのかなという気もしてしまうので、体制であったり取組姿勢であったり、あるいは人材育成みたいなことなども含めて拾い上げられるようなものになっていくといいかなと思います。

最後に、1-4のPDCAのところでは先ほど来何人かの委員の方からアウトカムについて評価をしていくようにできるといいというお話があったのですが、その一方で、こういった文章にアウトカムというものを書く、逆に自治体などの方からすると、個別事業でもアウトカムを追求しないといけないのかなという誤解というか、誤解ではないのかもしれませんが、何となくそういった方向性に走ってしまうと漠然とした目標設定みたいなことになりかねないので、国としてアウトカムを求めていくので、個別の事業であったり個別の自治体においてはそれに沿うようなアウトプットを設定して、それをちゃんと各事業で達成していってほしいという表現がいいのかなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 初めに、資料を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。

手短に申し上げます。先ほど大西委員がほとんど言ってくくださったのですけれども、全部を解決できるものではないということを思うと、優良事例や先進的な事例という言葉が何か所かに出てくるのですが、それと同時にうまくいかなかった場合についてもどこかしらで公開して、こういう場合はうまくいかないのかと自治体側が学びを得られるようなものについても共有をできないだろうかと感じました。

先ほど来出ておりますPDCAなのですけれども、最初の事業がどうだったかという観点もあると思うのですが、そこを民間に委託することによって自治体の中で削減された業務や附随的な効果みたいなものについてもPDCAの中できちんと計画の中にも盛り込みつつ評価していくみたいな、そういったことができないのだろうかと感じました。

細かい話なのですが、資料1-2の10ページ目の5行目からなのですけれども、窓口設置が民間の創意工夫により云々になった事例等の紹介を通じ、窓口設置を促進すると、窓口設置によって公共サービスの充実につながった事例というところ、読んでいて違和感がありましたということです。もうちょっと窓口設置により民間からのコンタクトが増えたとか、そのぐらいの表現でいいのではないかなと感じました。

以上になります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、宮川委員、お願いいたします。

○宮川専門委員 三菱UFJ銀行、宮川でございます。

まず、資料の取りまとめ、どうもありがとうございます。民間銀行の立場から一言コメントさせていただければと思います。資料1-1の考え方で、冒頭に「プロジェクト・ファイナンス等の資金調達方法が取り入れられることで」ということで、今までのプロジェクト・ファイナンスの貢献を述べていただいた上で、今後の方針として、方向感として地域拡大、小規模自治体への拡大を広げていくと。この2つの方向性に関して、1-2の「推進施策」で地域金融機関の主導的役割とそこを活用していく、拡大していくということの施策として機構による研修、出向の受入れということで、地域金融機関のキャパシティビルディングを図っていく方向性については非常に重要であり、有効かなと思っております。ぜひ機構に蓄積されているノウハウを広げて、小規模自治体でのPPP/PFIの事業を実現していただきたいと思っております。

手短ですけれども、以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、山口部会長代理、よろしくお願いいたします。

○山口部会長代理 御説明ありがとうございました。

こちらの通信環境が不安定なようで、事務局の説明がほとんど聞き取れなかったのですけれども、ピントがずれているかもしれませんが、発言させていただきます。まず資料の1-2なのですけれども、3ページから4ページにかけて、そこで広域化、バンドリング



のところ、地域の活性化だけでなく庁内の意思決定等々ということで書かれているのですが、庁内の意思決定の前に、特にこういった場合、複数の自治体にまたがるケースは当然あって、そこが非常に難しいところになるかと思うのです。上下水道ですと基本的には都道府県がイニシアチブを取ることになりますが、それ以外の一般の公共施設の場合は個々の自治体同士で連携をしていくかという、その決定は非常に重要になってくるので、庁内の意思決定の前に自治体間での合意形成といった文言を入れていただきたいというのが1点目です。

2点目、小林委員も御指摘されたのですが、説明ツールなのですが、これはどの場面で活用する想定なのかが不明で、実施中の事業に当てはめて説明をするのか、それともこれから事業を実施する、実施を検討する事業に対して適用するのかというのは、これを読んだだけでは分からないというところがありました。

それと関連しまして、12ページに「各主体の取組意欲の向上や適切な事業評価の実施に資する分析手法」が②で示されていますけれども、この分析手法と説明ツールにどういう関係があるのかは不明なので、今後検討されるのだと思うのですが、この辺りをもう少しクリアにさせていただく必要があるのではないかと考えています。

もう一点が同じく資料1-2の9ページで、先ほど吉田委員も難波委員も御指摘された優良事例のところなのですが、「優良事例を選定し、国が表彰する制度を創設する」、これ自体は非常にいいかと思うのですが、私としては選定の透明性を確保していく必要があるということで、年度ごとにどういったポイントに焦点を当てて優良事例を取り上げるか、年度ごとにテーマが違っていいと思うのですが、審査基準や審査主体はできるだけ透明性、客観性を確保していただきたいなと思っています。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から今までに出てきました御意見等に必要なレスポンスがありましたらお答えいただけますでしょうか。

○庄司企画官 引き続き様々な御指摘をありがとうございます。個別にはまたしっかり検討して反映をしていきたいと思っています。

特に複数御指摘いただいている例えばこの説明ツールの部分やPDCA、進め方に関しては、まだまだ詰めるべき点が多々あるのかなと改めて認識をしたところでございまして、PDCAに関しましては毎年フォローアップもしていただいているところではございますが、毎年の施策のフォローアップも含めてどう進めていくか、それから、アウトカム指標の設定の必要性という御指摘もいただいているところでございますけれども、その取扱いも含めて議論をさせていただければと思っていますところでございます。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、特によろしいでしょうか。

追加の御意見等がなければ、ちょっとだけ私のほうでも意見ということではないのですけれども、何点かお話をさせていただきます。まずは今のPDCAのところですね。ここは大きく施策を実行していくときにはPDCAを回していくのが大事なことは当然なのですけれども、それで何人かの方から御指摘があったようなアウトカムベースでやっていくことは、これはPPP/PFI関連だけではなくて政策の全体の中でアウトカムベースでしっかり評価していこうという流れがこれから加速してくるようになっていきますので、そういうコンテキストで考えたときにはこのPPP/PFIに関しても、難しい部分が多々あることは十分承知しているのですけれども、しっかりアウトカムベースで評価をしていくことをできるだけ推進していく必要はあるのではないかと考えています。

それから、何人かの方々からPPP/PFIで全てのことができるわけではないという御指摘もあって、それはそのとおりだと思います。ただ、その一方で、この推進委員会の外の側でいくと、もうちょっとPPP/PFIをしっかり推進してやれることをやってほしいと、それができればもう少し財政であったりそのほかのところにプラスになるはずだと、こういう御意見を持っていらっしゃる方が多いのも事実だろうと思います。そういう意味では、すごく大きな目標が要求されている反面、アクションプランですから、我々は足元をしっかり積み重ねていかななくてはいけない現実があるのも事実で、そこに相当ギャップがあるところがなかなか難しいところなのだと思います。そこは少し書きぶりを工夫していただいて、ある種の理念としてこういう方向に持っていくことが期待されているということをしっかり書く部分と、とはいえ現実のアクションプランで進めていくべきこと、あるいは実行していくべきことと、うまく切り分けて書いていくということなのかなと思っています。

3番目は、これも何人かの方々から御指摘がありましたけれども、推進機構の活用はアクションを大きく進めていく上でとても重要だと思いますし、そこでのノウハウをどうやって、特に小規模自治体で何かをやろうとすると、誰かあるいは何かがしっかりサポートするということが非常に大きなポイントにはなってくると思いますので、そういう点での推進機構の役割はとても重要なのではないかと考えています。

若干感想に近いものを申し上げましたけれども、特になければ、時間になっておりますので、次に行かせていただきたいと思います。

続いて、議事（2）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○村松参事官補佐 引き続きまして、議事（2）の「指標連動方式の基本的考え方」についての御説明をさせていただきたいと思います。

先月の計画部会でもおおむねの骨子のようなものをお諮りさせていただきました。既に先刻、19ページにわたる基本的考え方の原案ということで委員の各皆様方にはお送りをさせていただいているところでございますけれども、改めてこちらのアウトラインの御説明をさせていただきたいと思います。

7点から構成をしております、「前書き」「指標連動方式の基本的な考え方」ということで、いわゆる性能発注を前提とするという考え方を、こちら3点におおむねまとめさ

せていただいております。また「検討プロセス」「指標の設定」「サービス対価の支払いメカニズム」「モニタリング」、それぞれにつきまして、サービス対価が言わば指標によって決定されるということで、指標の設定の考え方やその対価のメカニズムの考え方、あるいはその履行を確保するモニタリングの考え方につきまして、それぞれまとめをさせていただいております。また、サービス対価以外での指標の活用方式についても、こちらを十分記載させていただいております。

次のページをお願いいたします。また、こちらは整理をさせていただいておりますけれども、既存のモニタリングガイドラインとの関係におきましては、経済的な動機を与えるため、サービスレベルに対して対価をお支払いする、サービス対価の支払額を決定する考え方もあるということで、「指標連動方式の基本的考え方」につきましては、モニタリングガイドラインと矛盾するものではなく、モニタリングガイドラインの規定の明確化を行っているものと位置づけておるところでございます。

また、本日御欠席の高橋委員、加藤委員からそれぞれ事前にコメントをいただいておりますので、こちらを御紹介させていただきたいと思っております。高橋委員からでございますけれども、性能発注方式の長期包括維持管理の場合、いつ、どのような業務実施と支出を行うか、こちらは民間の判断に委ねられるということになります。したがって、単純に資本的支出の先送りを民間が選択する方向に誘導するということは問題の本質的な解決にはつながらないと。そうした意味において、資本的支出における性能維持あるいは新技術の導入による性能向上を促すことに一定の意味があると思われ、そうした面から、そうした観点から、業務の面的な範囲は極力広めにし、かつ契約期間も性能要件を満たすためには、どこかのタイミングで資本的支出が必要となる期間を設定することも考慮要素ではないかと御指摘をいただいております。例えば道路の長期包括維持管理であれば10年程度の期間が設定されるべきものというように御指摘をいただいております。

また、これも高橋委員からのコメントでございますけれども、民間のノウハウを生かすためには、対象の施設となるインフラマネジメントそのものを民間に任せる必要があるということから、自治体等で策定される計画につきましても、どのような計画を実現するかという手段については民間に任せることが必要ではないかということ。

また、こちらも高橋委員からでございますけれども、モデル事業を実施することが重要だと。特に道路については、豪州その他海外事例も多くあることから、そのエッセンスを極力取り入れたモデル事業を政府主導で実施していただきたいとコメントいただいております。

また、加藤委員からでございますけれども、モニタリングコストの軽減、こちらは重要であります。第三者モニタリングによる信頼度の改善はコストとはトレードオフの関係にあることから、事業開始の一定期間における第三者モニタリングにインセンティブを提供することは考えられないかということで御意見をいただいております。

また、こちらも加藤委員からでございますけれども、1ポイント、1日というように単

純な指標を導入する以外の場合については、十分に事前に市場調査をしていただきたいということでコメントをいただいております。こちらは基本的考え方を定める際に事業者ヒアを多数行っておりますけれども、引き続き入念に市場調査等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等がおありでしたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、山口部会長代理、お願いいたします。

○山口部会長代理 御説明ありがとうございます。

資料2-1に基づいて御説明いただいたのですが、資料2-2の本文で気になる部分がありまして、1点確認したいなと思うのですが、8ページに「指標の具体例」ということで図表4が示されていて、前回からの見え消しということで、下水道の維持管理というのが前回記載されていたものを外して、結局、分野としてはどちらも「公共施設の維持管理」になっている。この指標連動方式の場合は単純な箱物だけでなく、道路であるとか、下水道の管路とか、そういったいわゆるインフラに適用できるところが大きな特徴だと思うのですが、ここで「指標の具体例」として「公共施設の維持管理」だけにしてしまうと、そもそもこれは分野を記載する必要はないのではないかと思います。分野として記載するということは、指標連動方式がどのような事業に適用できるのかということ想定すると、もう少し幅広い分野設定と指標の例を挙げていく必要があるのではないかと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 吉田でございます。

私からは2点で、1つ目としましては、資料を読ませていただきまして、指標連動といったときに、例えばPFSで行っているように、良いパフォーマンスの場合も悪いパフォーマンスの場合もそれぞれ評価し連動していくイメージがあります。今回の指標連動方式を読んでいくと、何となくモニタリングをより厳格にしていって言ったら変ですけども、減額をしていくイメージが強くて、それでは一定のサービス水準を維持していったところなのかという印象を受けました。例えば民間事業者のモチベーションはどうなのだろうかという点が気になったところであり、その辺は少し書きぶりを変えるだけで変わるのではないのかという印象を持ちました。例えばこちらのガイドラインで9ページ、サービス対価の支払いのメカニズムについて御説明されていますけれども、10ページを見ていきますと減額のイメージの図のみ記載されている形になっていて、これは例えば増額になる場合のイメージも記載できなかったのかと思いました。

2つ目としては、先ほど山口先生からもお話がありましたけれども、読んでいったときに、一体ここで指標連動として範囲にしているものはどういったところになるのだろうか、もう少し明確にするのと同時に、その範囲はインフラだけということではなくて、当初に学校などの記載がありました、学校に加えてもう少し広範囲でこういったものを導入していくスタンスのほうがよいのではないかと思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、難波委員、お願いします。

○難波専門委員 御説明ありがとうございました。

私からは2点あります。今、吉田委員からもお話があった点なのですが、若干この全体の書きぶりが減額、マイナス方面の読み方をしてしまうような資料なのかという印象を受けました。「前書き」などでは民間の創意工夫を、民間のノウハウを生かしてといった文言があるにもかかわらず、2-2の後半になってくると全体的に若干減額ありきな感じがしてしまうので、8ページの指標設定の基本的な考え方といった点に関して、もう少しマイナスありきではなくてポジティブな評価もしていくべきですとか、あまり処罰的にならないように気をつけたほうがいいですということは明確に書いたほうがいいのかという気がしたと。

もう一点、先ほど高橋委員からの御指摘で、民間に任せることによって投資の先送りにならないようにというのは非常に重要な視点かなと思いました。創意工夫や裁量を任せるというのが重要な論点だけれども、特に契約が一定程度長期になった場合、例えば中期修繕計画とかをある程度出してもらって、その上でそれを遂行してもらいたいなベースが必要なかなとも感じたので、そういった点、少し御検討いただければと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 小林です。

資料の御説明いただいた2-1というよりは、2-2の本文で少し気になった点があったのですが、2-1でも触れられていますが、基本的に民間でモニタリングルールについては提案することもできるとなっており、そういう余地もあるというコメントになっているかと思えます。この指標連動方式のメカニズムとして、2-2のページ3の記載では、大きな枠組みとして、その支払いのメカニズムとモニタリングルールが2つ大きな柱としてあって、このモニタリングルールのほうだけ民間提案ということなのですが、支払いメカニズムも別に民間提案が一切許されないということではないのではないかと個人的には思っています。例えば全く新しい仕組みを各事業者、各公募参加者が自由に提案するとなると比較しようがないところはあるかもしれないのですが、事業者によっては指標連動部分の割合が一定程度抑えられるようなものに関して、ある事業者は指標連動部分をこ

のぐらい大きくしてほしいみたいな提案、その分、当然公共からするとリスクが多くなってしまふわけですけども、そこは公共もその評価の中で評価対象とすればいいのかなと思っています。例えば上限下限についても幅を持たせるとか、そういったことは民間で少し提案の中にも含める余地もあっていいのではないのかと個人的に思いました。

その観点で見ていると、同じ資料の7ページにチャート表みたいなものがあって、その中の(4)の①、②というところ、これは小さいですけども、その中では指標についても民間提案に委ねることも可能とか、支払いメカニズムを民間に委ねた場合ということで、支払いメカニズムを民間に委ねることを前提としたような記載はこのチャートの中にもあったりします。その点との整合性の観点からもそういった記載が本文にもあっていいのではないかと思った次第です。

同じ資料の13ページの中で、(b)のところ、BOT方式の場合、前回の部会でも議論になりましたが、いわゆる施設整備費部分について食い込むのかどうなのかという点に関して、BTOとBOTで考え方が違うのではないかという議論だったと思います。前回もコメントさしあげたのですが、BOTに関しては一定程度の減額の余地もあるのではないかというトーンの記載ではありますけれども、その点に関しては金融機関のファイナンスについて困難が生じるのではないかというところを、少し言及してもいいのかなと思っています。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 御説明ありがとうございました。

もう吉田委員、難波委員からも出ていますように、資料2-2の書きぶりが、恐らく参考としての例が全部減額措置の例になってしまっていますので、そこを大きく増額措置のほうも入れるような参考事例を入れていただくと、13ページ目に入っているのですが、趣旨が、民間の創意工夫を引き出すためのという意味でいうと若干足りないかと思われま。

先ほどのCAPEX云々のところですけども、恐らくモニタリングの在り方等の措置の中でもカバーできるかと思いますが、期間というか、予防的措置としての資本的支出をどう評価するかというところが一番難しいことになるかと思いますが、単年度会計の地公体と企業会計との違いもあるかと思いますが、その辺りが十分反映できるような民間からの提案が望まれるみたいな、そういった書きぶりがどこかにあると分かりやすくなるかなと思いました。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 手短に。前回もこれもまた申し上げたのですが、恐らく建設を含むPFIと維持管理が主体となるブラウンフィールド案件みたいなものを分けて考えないと

いけないのかなど。先ほど来、施設整備費というか、CAPEXの部分についての議論もありますけれども、建設部分の場合は、先ほど財間委員もおっしゃいましたが、それがライフサイクルコストにどう関連してくるのかというところがあって、そのインセンティブが働かなければならないというものであれば、施設整備費についても含んで減額の対象になるのではないかと理解しています。

もう一つ、私は防災研にいるからということもあって、インフラのサービスは平常時は普通にやっていたらいいわけなのですけれども、一番サービス水準として利いてくるのが、何か災害が起こったりとか、危機に瀕したときの話なのだろうと思います。例えば道路でしたら何日以内に復旧するとか、そういったオペレーションの良し悪しが公的サービスの水準を決めてくるのだろうと。そうすると、最低限何日以内に復旧してもらわないと困るという水準を設定することがまず一つで、それは減額の対象になるのだろうと。一方、それは当然クリアして、さらにもうすぐ早く復旧したということに対して増額という形になるのかと思いますので、先ほど来、書きぶりの問題で減額にえらく注力している感じを受けるといいますが、増額部分をそのような形で検討することができるのかなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 手短かに。皆様がおっしゃっているように、民間の立場として資料2-2もずっと拝見しますと、減額トーンで書かれているので、当初のスペックをリスクを含めて確実に達成できるスペックというのでしょうか、目標設定にしておこうというようなマインドになっていってしまうと思うのです。そうすると、場合によってはサービスの質が低下するみたいなことにもなりかねないので、減額の場合もあれば増額の場合もあると。今まさにおっしゃったような復旧工事を約束よりも早くやったときにはそれなりに増額もあり得るといような、例えばそういった事例などもあれば設定が適切化されるのかなと感じました。

以上になります。

○柳川部会長 それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 これまで指標連動方式があまり普及しなかった理由としては、公共側が民間事業者 서비스에購入費を支払う上で必要な指標をどのように設定し、モニタリングにおいて指標の達成状況をどのように確認するか、その方法の難しさにあることや、民間事業者においても指標連動方式へのマイナスイメージが先行し、事業への参画意欲の醸成や理解が進まないことなどもその要因ではないかと考えております。事業の実施に際しては、発注者である自治体は整備することに注力するため、要求水準書を作成する際も設計や建築に関する事項はかなり時間をかけて作り込みますけれども、一方、運営に関する事項は比較的短時間で作成しております。維持管理業務そのものに特殊な内容を含まず、事業者による裁量の余地が整備業務に比して少なく従来の業務の仕様を踏襲する傾向にな

りがちになることも、それほど深い議論が行われないケースが多くなる要因ではないかと考えております。海外の場合はアベイラビリティ型や成果報酬型の要求水準はかなり時間をかけて議論されていると思いますけれども、今後日本の自治体もそういった方向にシフトしていかなければならないと考えておりますが、そのためには行政側はもちろん、民間事業者側でも理解を進めていく必要がありますが、相当の手間と時間を要するというところで、その辺りが非常に今後どのように簡易化、時間短縮や費用の負担の軽減に向けた取組ができるかということが課題になると考えております。

以上であります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいですかね。

財間委員、手が挙がりましたか。どうぞ。

○財間専門委員 追加で申し訳ございません。こちらのガイドラインの骨子の2ページ目にも記載されているモニタリングガイドラインとの整合性のところで、2-2の12ページにも書かれているのですが、最後の行ですね。予算の適正な執行という観点からの合理的な説明ができないといった点に留意する必要があるという部分なのですが、恐らくこの部分だけ読むと、増額の方法はあるのだけれども、基本的には説明ができないので導入は難しいですとしか解釈されないのではないかという気がいたしますので、2-2の12ページもそうなのですが、説明が難しいとかできないではなくて合理的な説明が必要になるというように、モニタリングに関するガイドラインをこの場で改定することはできないでしょうから、改めて出すところには整合させるべく必要があるというような表記をしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

先ほどからお話があったように、ポイントはモニタリングなのだと思うのです。モニタリングができないからなかなか増額もできないしというところがあるので、難しい中でモニタリングをどこまでしっかりやっていくか。これはある種、今までの自治体の在り方を見直さなくてはいけないし、発想を変えていかななくてはいけないしということで、そんなに簡単なことではないのだと思いますけれども、こういう方向で動かしていくためには、少しそういうものを広げていく取組をこれからどれだけできるかなのだと思うのです。そういう意味では、今、可能なこと、今、モニタリングが簡単にできることで進めてもらうという面もあるのですが、これからどのように難しいモニタリングをやっていく仕組みをつくっていくかということも広げていくためのガイドラインであるとか、この報告書という側面も考えていく必要があるかなと思っております。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川専門委員 どうもありがとうございました。

先ほど来、増額のところをどう考えるかという点があったので、一言だけコメントさせ



ていただきたいと思います。私はオーストラリアのところを長く見ていたので、その考え方はどうなのかを申し上げますと、幾つかコメントが出ていましたが、増額がないと、減額だけだと民間のインセンティブが働かないという御指摘もあったかと思うのですけれども、私が経験している限りは必ずしもそうではないと思っております、一定のパフォーマンスを示し続ければ一定のリターンが入ってくると。それが基本的には民間事業者から見たアベイラビリティペイメントの骨子だと思っております。

もし増額を可能ならしめる仕組みがあるとすれば、先ほど復旧に対して想定の時間よりも早く復旧した場合に増額してはどうかというお話もありましたけれども、例えばそういった事例は、本来であれば時間がかかることによって公共側である一定のコストがかかる、それを早く復旧させることによってコストがセーブされたと。ある意味、コストシェアリングというのか、プロフィットシェアリングというのか、なかなか難しいですけれども、公共側の払うべき予算措置の中で予算の支払いを減らすことができたとした場合に、その全額を公共側がベネフィットを得るわけではなくて、民間側も努力によって公共の支払いを減らすことができるのであれば、その部分について例えば半分とか、何%かのプロフィットをシェアしてもらえるとといった仕組みを入れておけば、追加の予算措置も必要ないですし、そういった意味では民間事業者側のプロフィット、インセンティブが働くのかなど。そういった仕組みを導入すれば増額も可能かとは思いますが、繰り返しになりますけれども、必ずしもそれが無いからといって民間事業者がインセンティブなりやる気を失うということはないのかとは思っています。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から今までの御意見等に関するレスポンスがありましたらリプライをお願いいたします。

○村松参事官補佐 貴重な御意見をありがとうございます。

多数の先生方から繰り返し御意見をいただいておりますけれども、まず、山口委員や吉田委員から指標の例であるとか、どこのインフラを対象にみたいな御意見がございました。かなり一般化して記載をするといたしましたけれども、御意見を踏まえて検討申し上げたいと考えております。

また、吉田委員をはじめ、先生方から増額のお話もございました。一方で、宮川委員からは減額だけで決してインセンティブにならないわけではないという御指摘もございました。また、そうした場合、いわゆるコストをセーブすれば官民間でシェアリングするという考え方、そういう考え方もお示しいただきました。この点を踏まえて、御意見を踏まえて、記載ぶりについては再度御検討をさせていただきたいと思っております。

また、小林委員をはじめ、いわゆるBOTにおける建設費の取扱いについての御意見、前回に引き続き多数御意見を頂戴しております。BOTを行って、施設整備費を含めて減額リスクがあるという際に、金融機関からするとかなりリスクがあるのだという点について記載を

するということも踏まえ、検討してまいりたいと思います。

その他多数御意見をいただいておりますけれども、引き続きいただいた御意見を基にブラッシュアップを重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議事（3）について事務局から御説明をお願いいたします。

○庄司企画官 それでは、議事（3）の「新型コロナウイルス感染症の影響について」ということで、資料3を御説明させていただきたいと思います。

本件は昨年も御報告させていただいているところでございますが、コロナの影響は引き続いているというところで、引き続き影響把握等を行っているものでございます。

まずはこちらのページでございますけれども、昨年に引き続きまして自治体へのアンケート調査を行いました。また、それを踏まえ幾つかの事例についてヒアリングも行っているところでございまして、本日はその結果とその後どういった対応が必要かということについて対応の方向性を整理してございまして、御意見をいただければと考えているところでございます。

自治体へのアンケート結果ということで、前回御報告させていただきました時点以降の令和2年9月以降の状況ということで、令和3年の9月から各自治体にアンケートをしている状況でございます。ですから、対象の期間が令和2年9月から1年間の状況ということで聞いてございまして、その結果、事業者と協議を行った事業が116件、実施中のPFI事業の約17%というところで、個別の内訳は御覧のとおりとなっております。

次のページ、お願いします。3ページは影響のあった事業の分野や事業方式別の整理を行っているところでございます。PFI実施件数が多い給食センターや複合施設で数字が大きくなっておりますけれども、特定の分野や事業方式に偏っているとか、そういう特徴的な傾向があるということはないのかなというところでございます。

次のページ、お願いします。4ページ、協議内容、アンケートの結果を整理しているところでございまして、サービス購入型ですと金額の変更に関する協議が多くなってございます。また、独立採算型ですと、事業期間の延長に関して協議されている例が多いという特徴が見られるところでございます。

次のページ、お願いします。5ページ以降、自治体等への参考になるような事例を整理してお示ししていきたいなと考えまして、7つ事例を抽出いたしまして、詳細ヒアリングをしているところでございます。

5ページの事例ですが、給食センターのことでございまして、コロナ禍で工期延長を伴う増加費用や施設の休業による減収への対応の事例でございまして、増加費用については契約変更を行い、利用キャンセルによる還付ということについては覚書を締結した上で管

理者が負担をするという形を取っているところでございます。

次のページをお願いします。こちらの事例ですが、管理者の指示で生じた休業による収益減への対応の例ということで、不可抗力に関するリスクについては、双方が負担することと定めているところでございますが、当該施設は指定管理からコンセッションに移行する直前にコロナ禍の影響を受けておりまして、当該自治体のほかの指定管理施設と同様、官側が負担する形で事業者に補償金を支払うことで対応している事例でございました。

次のページをお願いします。こちらのページですが、下水道施設で生じるガスを用いて発電する事業でございまして、汚泥の量が減少しまして、ガスが十分に事業者に供給できず発電量が計画に到達しない状況が発生していたということに関しての協議でございまして、汚泥の量の減少ですとかガスの減少がコロナ禍に起因するかどうかは分からないところはありますけれども、協議をいたしまして、事業者の責任によるものではないという整理をして、契約変更等、特段の対応措置は行っていないという経過をたどったということでございます。

続きまして、4つ目の事例でございまして、こちらも給食センターの例でございまして、建設期間の延長ですとか、休校期間のサービス対価の扱いについて協議をした例というところでございます。コロナ禍での工期の延長は不可抗力といたしまして、一般的な分担、ここで100分の1までを負担する、それを超える場合は管理者が負担するという対応を整理いたしまして、また、休校期間中の提供給食数の減少につきましては、当初契約に定められているとおりでございまして、サービス対価の減額を行っているという事例になります。

次のページをお願いします。こちらは公園の整備運営事業でございまして、物価上昇への対応を協議したというものでございます。物価上昇要因というのは、これもコロナ禍によるものだけかどうかというところはありますけれども、いずれにいたしましても契約において物価上昇への具体的な運用を「契約条項等」の欄にございますように具体的に規定してあったというところでございまして、その考え方に基つき変更契約を行いというようなことで対応した事例でございます。

次のページをお願いします。6つ目の事例でございまして、こちらはBCPに関して協議の対象となった事例というところでございます。コロナ禍で業務従事者に感染者が発生したというところで、そのため、施設の稼働停止が起こっているというところでございました。この事業者が取っていた感染防止対策については問題ない、そういった中で感染者が生じた状況でございまして、事業者の責任によるものではないという整理をした上で、これに関してのペナルティーは科さなかったというところでございますが、コロナの状況に対応したようなBCPの策定を事業者に求めるということをやったというところでございます。PFI事業においても業務継続体制をしっかりと確保することが非常に重要だということを確認できるような例かなと思っているところでございます。

次のページをお願いします。最後の事例でございまして、独立採算型の事業でござい

して、工期の延期など、対応したものでございます。こちらは公園の事業になりますけれども、開園の後ろ倒しに伴い運営期間も後ろ倒しにしたという措置でございまして、コロナ禍でなかなかその先の影響は見通せない状況でございすけれども、基本的には独立採算型の事業ということで運営期間を後ろ倒しにしてしっかり確保するということで、独立採算という体制を確保していこうという検討が、今後も引き続き対応を検討していこうということでございます。

次のページ、お願いします。以上、駆け足で各事例を紹介させていただきましたが、これらを踏まえながら、課題と対応方針を総括しているところでございます。昨年同様、官民での損害の分担や事業契約・要求水準等の変更について協議されておまして、こちらは通知やガイドラインで具体的に示すというところはなかなか限界もあるところかと考えてございます。

ということで、対応方針といたしましては、管理者や事業者が協議する上での参考材料を少しでも増やせるように、いろいろな対応事例をホームページなどで紹介していくことに努めてまいりたいなと思っております。

また、新たに把握された課題ということで下側に書いてございますけれども、業務従事者の感染による業務停止や物価上昇ということが挙げられるかなと思いますが、こちらにつきましては、対応方針といたしまして引き続き整理・検討した上で、ガイドライン改正等も含めた対応を検討していきたいなと思っております。また、こちらにつきましても、参考となるような対応事例についてはホームページ等で紹介することに努めてまいりたいなと考えてございます。

説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見等がございましたらお出しただければと思います。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 御説明ありがとうございます。

私からは2点ほどございます。いろいろな事例を調べていただいて、ほかの自治体にも非常に参考になると思っております。その中で、コロナを好機と捉えてと言ってしまう方がよろしくないのかもしれませんが、民間事業者が自主事業の中でこれを機に新たなビジネスチャンスとしている事例、例えばICTなどを活用した事業など、プラスの面の効果も事例として御紹介いただくと、ほかの自治体等にも役に立つのではないかと思います。

もう一点としては、今回御指摘いただいた新たな課題の中にも記載がありましたが、事業期間を通じてサービスを継続的に提供していくことは非常に重要なことではございますけれども、一方で、民間側でいえば職員の方が感染をされたりということで、業務の停止をせざるを得ない状況も出てきている可能性があると思っております。これまでの契約書の中のリスク分担や、モニタリングなどでは、サービスが止まった場合はかなり重いペナルティー

が科されるような仕組みになっているものが多いと思います。そうした場合、サービスの継続的な提供にも差し障りがあると思いますので、このところは状況に応じて個別に協議するなど、柔軟に進める仕組みを取れるような発信の仕方もしていただければと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、大西委員、お願いいたします。

○大西専門委員 御説明ありがとうございます。

手短に1点だけですが、この感染症の影響がまだどう出てくるのかは引き続き継続して見ていく必要があるのだと思うのですが、特に気にしているのは、空港は特に大規模ですけれども、コロナで収益源が絶たれてしまったような事業について、相当財務状況が悪くなっていると予想されるのですが、その中で事業期間の延長や様々な猶予措置みたいなものが講じられていると理解はしています。一方で、今後ずっとコンセッション期間中、そういった財務状況が悪い状態が続いたときに、例えば必要な投資機会が訪れたときに柔軟に対応できるのかとか、そういった懸念があると思うのです。なかなかすぐにこの影響を観察することは難しいかもしれませんが、引き続きそういうネガティブな影響がないかというのは見ていったほうがいいのかと思います。

私からは以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

本田委員、お願いいたします。

○本田専門委員 コロナの関係でございますけれども、物価の上昇の影響に絞って発言させていただきます。最近の状況では施設整備に伴う資材の調達において、比較的短期間の間に急激な物価上昇がみられており、発注時の整備コストが見積時に比して大幅に上昇するようなケースも出てきておりますが、PFI-BT0における施設整備後の維持管理段階においても同様に維持管理コストが上昇するケースも想定され、特に10年以上の長期の契約を締結するPFI事業では事業者と自治体双方に非常に大きな影響を与えるのではないかと危惧しております。

そこで、国にお願いがあるのですが、既に契約を締結済みのPFI事業と現在検討中の事業とに分けて適切なアドバイスをいただければと思っております。締結済みの事業については、この知恵やアイデアが十分に網羅された先進事例の紹介をしていただければいいと思っておりますし、早急に物価変動による契約変更事例などを調査していただいて、その情報を公開していただければ非常に助かると思います。また、これから実施する事業については、要求水準書やリスク分担表あるいは事業契約書にどのように規定していけばいいのかということについても併せてアドバイスしていただければ、非常に現場はスムーズに動くと思います。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

続いて、財間委員、お願いいたします。

○財間専門委員 ありがとうございます。

2点あって、一つは、こういった柔軟な対応が重要だということでまとめていただいたのは非常にありがたいのですが、今後こういったパンデミックリスクだけではなく、今回のウクライナ問題も含めた大きなイベントリスクを、民間側はどうしても事業を行う上でそれを見越した例えば投資計画や収支計画を立てていくことになると思うのです。その場合に、PFI/PPPをする管理者側あるいは評価する側がそれをどう受け止めるかというところが論点になってくる可能性があるのです、例えばそういうイベントリスクを反映する前と反映した後のプランを両方出してもらおうとか、そういった形の運営方法になってくるかと思うので、そういった取りあえず今回の対応がこういった形でなされたかを広く周知するというこの重要な問題点と、もう一つ、今後そういったものをイベントリスクを踏まえた上でPFI/PPPを進めるに当たって留意することが新たに生じているということと、そちら側のことについても記載していただきたいなと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 小林委員、お願いいたします。

○小林専門委員 ありがとうございます。

本田委員が先ほどおっしゃったことと全く同じになってしまうのですが、もう今、コロナがある前提の状況で新たに提供される事業に関しては、そういったリスクは所与のものとして、それに対してどうするのか、どう整理するのかを要求水準書や事業契約の文言上でちゃんと整理したものを示す必要があるのかと思っています。そのときに事業形態に応じて、例えば給食センターみたいなものであれば、特にコロナの状況下であれば一定程度こうすればある程度対策ができますよといったことが事業ごとに少し類型的に見えてくる部分も、少なくとも最低限コロナに関しては見えてきている部分もあるのではないかと思いますので、そういったことも含めて情報提供いただけるといいのかなと思っています。

以上です。

○柳川部会長 続いて、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木専門委員 先ほど来お話に出ています、例えば燃料費みたいなものに関しては、これからPFI/PPP事業であっても、脱炭素燃料であったり、低炭素燃料みたいなものを使っていて、電力

も再エネに切り替えていて、事業のオペレーションでのいわゆるスコープ1みたいなもののCO<sub>2</sub>排出量を減らしていく。企業によっては2030年カーボンニュートラルみたいな、民間ではそういった目標を掲げているところもあって、またそれをやらざるを得ないのでさらなる高い燃料を調達してこなければならぬみたいな、事業が始まったときにはそんな脱炭素化のプレッシャーはなかったけれども、今後そういうプレッシャーが強まっていっ

て、高くてもそういった燃料を調達せざるを得ないみたいなことになってくるかと思えます。そういうのもある意味リスクとして想定外なものとしてあるのではないかなと感じまして、そういったものをこれからどうしていくかというところは検討の中に入れていかなくてはいけないのかなと思いました。

先ほどBCPというお話がありましたが、コロナの影響でデジタルで済ませられるところはデジタルで済まそうみたいなことが大分進んだ、かなり加速されたと思っています。そういったことを入れることによって、例えばいつとき初期投資みたいなものは要るのですが、運営の人員の削減ですとか、そういったことができたりするみたいなことで、それはもしかしたらプラスに働くかどうかは分からないのですが、BCPだけではなくてデジタル化みたいなものを先ほどの対策の中に入れておくべきなのではないかなと感じました。

以上になります。

○柳川部会長 それでは、難波委員、お願いいたします。

○難波専門委員 ありがとうございます。

私から2点ほどありまして、これまでいろいろ事例を調査していただいたものが、基本的には契約の条項にこのように書いてあってこういう協議をしましたという話がメインなのだと思うのですが、コロナの影響が長期化してきている中で、民間事業者サイドとして例えばどのような形で雇用を維持しているかとか、そういった要素も少しこれから調べていただく必要があるのかなと感じます。契約に落とし込まれているような内容ではないと思うのですが、特に観光収益施設みたいなところで影響が長引いている中で、どういう対応をしているのかというところは少し見ていただけるといいのかなと思いました。また、今もお話がありましたけれども、技術革新や新しい生活スタイルに合わせた形での技術の導入についての対策というようなものも、細かく見ていただく必要があるのかなと思いました。

今日、最初のほうで資料1-1などの中で変化に対応できるような形を取ってはどうかという話をしたのですが、最近うちが関与していた案件の中で、技術革新や社会情勢が大きく変化をしたときには請負金額も含めて見直しができますみたいな項目を契約条項に入れ込んだ事例とかがあります。そういったものを拾っていただけると、今後、長期化する影響の中でどのようにPPPあるいはPFI事業を進めていくかの参考になるのかなと思いました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御説明等があればお願いいたします。

○庄司企画官 様々な御指摘をありがとうございます。

皆様、総じて、もっといろいろな事例に当たりながらしっかり関わる方への参考になる

ようなものを提示していくことの重要性を御指摘いただいたのかなと思っております。そこは引き続き国としてはしっかりと取り組んでいければ、まだまだ影響はありますし、PFI事業自体の継続性にも関わってくるかと思えますし、いろいろな観点をいただいたところ、例えばデジタルやコロナをきっかけにこういった動きが加速しているというところは、必ずしもコロナの対応ということだけではなくて、アクションプランの議論でもありましたけれども、デジタルの実装みたいなどころにもある意味関わってくるかと思えます。そういったところも視野に入れながら、まずは事例をしっかり押さえていく。

あと、空港のお話もいただいたところですが、個別分野で個別の所管省庁でもしっかり議論されているところもあると思えますので、そういったところも見ながら、その状況がほかの分野でも適用できるのかとか、そういった議論、そういった着眼点も重要なのかなと思っているところでございます。

契約締結済みでどういう対応があったか、それを今後これから検討されることにしっかり活用してもらおうとか、そういったところもあろうかなと思えますので、いただいた御指摘を踏まえた事例の収集に努めていければと思います。

難波委員からは民間側の視点ですね。今まで昨年と今回とあくまで自治体へのアンケート、ヒアリングということで整理してございますので、この視点についても一気にどこまでできるかというところはありますけれども、しっかり意識していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

ちょうど時間になりましたので、質疑はここまでにさせていただければと思います。

本日の議事について、追加で御意見、御質問のある方は、3月25日までに事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

それでは、本日の議事は以上といたします。積極的に御議論いただきありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○金子審議官 どうもありがとうございます。

委員の皆様、本日は様々な御意見をいただきまして、活発な御議論をいただき、本当にどうもありがとうございました。

アクションプランにいただいた御指摘等を踏まえまして、事務局でも様々な対応をしっかりと煮詰めていきたいと思っております。

この議論は今後も継続いたしますけれども、ただ、本日をもちまして、柳川部会長、計画部会に御出席いただけるのが今回が最後ということになってございます。平成24年から委員として御参画をいただきまして、この4月2日をもって10年の任期満了となってしま



うためです。平成30年からは計画部会長に御就任いただきまして、アクションプランに關しましても議論を主導していただきました。今回の新しいアクションプランの議論がまだ道半ばというところで、任を離れてしまうというのは非常に大変残念なことではございます。ただ、政府統一のルールということでございまして、継続しての御参加をお願いできない状態になりました。大変残念ではございますけれども、今後はまた違った形で引き続き御指導いただけますと幸いです。

これまでの御尽力に深く感謝を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

一言お礼と御挨拶を申し上げたく、少しお時間をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

○庄司企画官 それでは、最後に事務局からのお知らせでございます。今後のスケジュールでございます。次回の計画部会は4月の後半ぐらいで開催していければと思っており、アクションプラン案の審議をしていただきたいと思いますと思っております。日程調整は後日させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。御議論をありがとうございました。